

議第 30 号

下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

地域医療の継続的提供の実現に向け、市が設置する診療所を整理するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例

下呂市立国民健康保険診療所設置条例（平成16年下呂市条例第105号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
(名称) 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>下呂市立小坂診療所</td><td>下呂市小坂 町大島1965番地</td></tr><tr><td>下呂市立中原診療所</td><td>下呂市焼石 2938番地1</td></tr><tr><td>下呂市立馬瀬診療所</td><td>下呂市馬瀬 数河259番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	下呂市立小坂診療所	下呂市小坂 町大島1965番地	下呂市立中原診療所	下呂市焼石 2938番地1	下呂市立馬瀬診療所	下呂市馬瀬 数河259番地1	(名称) 第2条 診療所の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>診療科</th><th>病床数</th></tr></thead><tbody><tr><td>下呂市立小坂診療所</td><td>下呂市小坂 町大島1965番地</td><td>内科・ 外科 眼科</td><td>5</td></tr><tr><td>下呂市立馬瀬診療所</td><td>下呂市馬瀬 数河259番地1</td><td>内科</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	診療科	病床数	下呂市立小坂診療所	下呂市小坂 町大島1965番地	内科・ 外科 眼科	5	下呂市立馬瀬診療所	下呂市馬瀬 数河259番地1	内科	
名称	位置																				
下呂市立小坂診療所	下呂市小坂 町大島1965番地																				
下呂市立中原診療所	下呂市焼石 2938番地1																				
下呂市立馬瀬診療所	下呂市馬瀬 数河259番地1																				
名称	位置	診療科	病床数																		
下呂市立小坂診療所	下呂市小坂 町大島1965番地	内科・ 外科 眼科	5																		
下呂市立馬瀬診療所	下呂市馬瀬 数河259番地1	内科																			
(診療) 第4条 診療所は、下呂市国民健康保険の被保険者に対し、次の診療を行うものとする。 <u>ただし、健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険の被保険者及びその被扶養者、労働者災害補償保険の規定により給付を受ける者、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療扶助を受ける者並びに法令により組織する共済組合の組合員並びにその被扶養者、他の市町村国民健康保険の被保険者、その他の者等に対しても行うことができる。</u>	(診療) 第4条 診療所は、下呂市国民健康保険の被保険者に対し、次の診療を行うものとする。 <u>ただし、健康保険、船員保険及び日雇労働者</u>																				

改 正 後	改 正 前
	<p><u>健康保険の被保険者及びその同被扶養者、労働者災害補償保険の規定により給付を受ける者、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療扶助を受ける者並びに法令により組織する共済組合の組合員並びにその被扶養者、他の市町村国民健康保険の被保険者、その他の者等に対しても行うことができる。</u></p>
<p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める業務</u></p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第6条 患者及びその付添人又は来訪者が、診療所の施設及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、賠償の義務を免除又は減額することができる。</u></p>	<p><u>(使用料及び手数料の減免)</u></p> <p><u>第6条 市長は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、使用料及び手数料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。</u></p>
	<p><u>(使用料等の減免の願出)</u></p> <p><u>第7条 診療所における使用料又は手数料の减免を受けようとする者は、その理由を具し診療所長を経て市長に願い出なければならない。</u></p>
<p>(職員)</p> <p><u>第7条 診療所に下呂市職員定数条例（平成16年下呂市条例第28号）第2条に定める職員の定数の範囲内において、必要な職員を置く。</u></p>	<p>(職員)</p> <p><u>第8条 診療所に診療所長、技術職員及び職員を置くことができる。</u></p> <p><u>(診療所長)</u></p> <p><u>第9条 診療所長は、医師である技術職員をも</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>って充て、市長の命を受け診療所の管理に関する事務を掌理する。</u></p> <p><u>(管理課長)</u></p> <p><u>第10条 管理課長は、職員をもって充て、管理課長は上司の命を受けて診療所の庶務を掌理する。</u></p> <p><u>(その他の職員)</u></p> <p><u>第11条 その他の職員は、それぞれの上司の命を受け所務に従事する。</u></p>
<p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第12条 (略)</p>

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(下呂市立診療所設置条例の廃止)
- 2 下呂市立診療所設置条例（平成16年下呂市条例第106号）は、廃止する。

## 【参考資料】

### 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

地域医療の継続的提供の実現に向け、市が設置する診療所を整理するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 医師不足等による診療科目の増減など柔軟に対応できるよう、規定するのは名称及び位置のみとし、下呂市立国民健康保険診療所に下呂市立中原診療所を追加します。

(第 2 条関係)

(2) 想定外の診療にも対応できるよう、「前各号に掲げるもののほか、必要があると認める業務」を追加します。

(第 4 条関係)

(3) 診療所の利用者が、診療所の施設や設備などを損傷等させたときの損害賠償について規定します。

(第 6 条関係)

(4) 診療所の職員についての規定を整理します。

(第 7 条関係)

(5) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(6) 下呂市立診療所設置条例（平成 16 年下呂市条例第 106 号）は、廃止します。

(附則第 2 項関係)